令和６年産かのや紅はるか
認証制度の申請受付開始！

かのや紅はるか認証制度とは？

定められた栽培基準、出荷基準に基づいて生産されたべにはるかを**かのや紅はるか**として認証する制度です。
認証されたべにはるかには、認証マークを表示して出荷、販売することができます。**（認証マークは鹿屋市が商標登録をしています。）**

認証を受けたかのや紅はるかをＰＲすることで、販売促進や生産拡大を図り、生産者の所得向上と地域産業の活性化を図ることを目的としています。

○　申請資格

第三者による GAP 認証を受けている「さつまいも（べにはるか）」をおおむね 50a 以上（ただし、学校教育機関においてはおおむね 5a 以上）栽培しており、以下のいずれかに該当する者

１　鹿屋市内に本社又は主たる事業所を有する生産者（個人、法人、団体、農業協同組合の生産者部会等）
２　鹿屋市内に所在する学校教育機関

○　認証基準

１　堆肥散布前に土壌診断を実施し、診断に基づく施肥設計を行うこと。
２　苗の許諾業者から購入したバイオ苗から増殖した挿し苗、または前年度購入したバイオ苗から生産し、その種芋から増殖した挿し苗（いわゆる一年バイオ）を本ぽへ定植すること

※その他の認証基準は裏面を参照

○　申請手続き

申請書の提出はかのや紅はるか推進協議会（事務局：鹿屋市役所　農政課）へ
（１）申請期間　令和６年４月30日（火）まで【期日厳守】
（２）申請書類　鹿屋市役所　２階　農政課に準備してあります。

かのや紅はるかPREMIUM（プレミアム）の認証が始まりました！

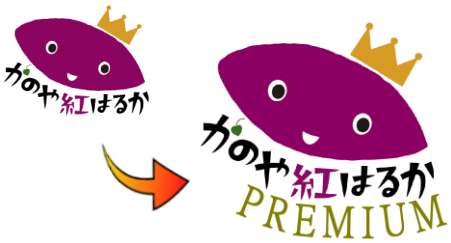

レベルの高いかのや紅はるかを生産・出荷する体制を備えた認証事業者からの申請による、**「かのや紅はるかＰＲＥＭＩＵＭ」認証制度**が平成 30 年度に新設され、付加価値の向上と有利販売に繋げる取組みを後押ししています。

○かのや紅はるか認証基準

① 堆肥散布前に土壌診断を実施し、診断に基づく施肥設計を行うこと
② 苗の許諾業者から購入したバイオ苗から増殖した挿し苗、または前年度購入したバイオ苗から生産し、その種芋から増殖した挿し苗（いわゆる一年バイオ）を使用すること
③ 推進協議会が別に定める栽培基準又は事業者が別に定める栽培基準に基づき、栽培管理、適期病害虫防除を徹底すること
ただし、以下の要件は必ず遵守すること
・定植後 130 日前後で収穫　・雨天時に収穫を行わない
・収穫後 40 日以上貯蔵　・選果・選別の徹底　・降霜後は収穫しない

付加価値の見える化により，さらなる有利販売へ！

○かのや紅はるかＰＲＥＭＩＵＭ認証基準

※上記かのや紅はるか認証基準に以下の項目を追加（苗の使用は以下③）します。

① ３年以上継続して「かのや紅はるか」の認証を受けていること
② 第三者による GAP 認証を取得していること
③ 苗の許諾業者から購入した、べにはるか１号のポット苗、切り苗から増殖した苗を使用すること（1 年バイオは不可）
④ 貯蔵前にキュアリング処理を実施すること
⑤ かのや紅はるかの認証を受けた“ほ場”毎に、１ほ場を１ロットとして糖度検査を実施すること（検査はかのや紅はるか推進協議会が実施します）

◇問い合わせ先
かのや紅はるか推進協議会
（事務局：鹿屋市役所　農政課内）
電話　0994-31-1117　　担当：髙吉